

令和元年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題9	集団補聴システムの普及実態に関する調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	聴覚障害のある方の情報保障に有効な手段であるヒアリンググループをはじめとする集団補聴システムの普及状況について実態把握を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリンググループをはじめとする集団補聴システムについては、聴覚障害のある方の情報保障に有効な手段であるが、こういった場面で集団補聴システムが活用されているか、その実態は十分把握できていない。 ・聴覚障害のある方への合理的配慮の観点から、自治体窓口等での設置状況、簡易的に設置するための支援策等についての実態把握が必要である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全府省庁、都道府県・市町村に対してアンケート調査を実施し、①窓口や公的施設における集団補聴システムの敷設状況 ②小規模な集団補聴システムを設置する者に対する支援策 等について、実態を把握する。 ・文化施設に対してアンケート調査を実施し、集団補聴システムの敷設状況の実態を把握する。 ・調査から抽出した自治体等にヒアリング調査を実施し、好事例を具体的に収集する。 ・当事者に対して、アンケート調査やヒアリング調査により、集団補聴システムに対するニーズを把握する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	成果物を自治体に対して情報提供することにより、集団補聴システムを敷設・設置を検討するための参考資料として活用する。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室／福祉用具専門官（3089） 社会参加支援係（3071）

**令和元年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

<p>指定課題 4 1</p>	<p>公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査</p>
<p>補助基準額</p>	<p>600万円を上限とする。</p>
<p>事業概要</p>	<p>公認心理師が専門的かつ適切な支援を提供できるよう、その養成や資質向上等について下記の調査を行い、基礎情報を収集する。</p> <p>①公認心理師の養成や資質向上に向けた実習の現状を把握する調査</p> <p>②主に保健・医療分野での公認心理師（臨床心理技術者を含む）の配置状況、業務内容、多職種連携の状況等の職務実態調査、および公認心理師に求められる役割や技能等の調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>平成 30 年 9 月に初めての心理職の国家資格試験である第一回公認心理師試験が行われ、約 2 万 8 千人が合格した。今後は国民の心の健康の保持・増進のために、様々な分野において心理学の専門性を活かした活動が期待される。</p> <p>公認心理師の資格の専門性を確保し、支援を要する者（以下要支援者）等に対する支援が適切になされるためには、その養成や資質向上に向けた環境整備が必要である。なかでも、実際に要支援者と関わりながら、その心理状態を分析し、心理支援を行うという職務の特徴から、支援の実践能力の養成は不可欠であり、養成課程における実習制度の充実が重要である。</p> <p>他方、公認心理師制度は開始されたばかりであり、公認心理師の業務内容、求められる支援等は必ずしも明らかではない。また、当該実習制度も平成 30 年 4 月から始められたものであり、具体的な実習内容については把握されていない。</p> <p>本調査においては、現在外部の実習施設として必須とされている医療機関の実習内容、公認心理師の職務実態、求められる役割や技能等、その養成課程や専門性を把握する。これにより、公認心理師が行う支援を整理し、専門的な資質を備えた公認心理師を養成するための基礎的資料を収集することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問紙調査、ヒアリング、会議体での検討等 <p>【調査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関（精神科病院、一般病院、診療所等）、精神保健福祉センター、その他保健・医療分野関連の各種就労先や関係機関等 ・ 公認心理師を養成する大学・大学院 <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）実習指導の調査（医療機関、大学・大学院を対象とした実習内容、課題等の調査） （2）職務実態調査（保健・医療分野における公認心理師（臨床心理技術者を含む）の配置状況、業務内容、多職種連携状況等の調査） （3）求められる役割や技能等の調査（調査対象に勤務する公認心理師（臨床心理技術者を含む）、医師その他専門職等が期待する公認心理師の役割や技能等に関する調査）

求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>（１）公認心理師の活用、制度の推進および将来的な制度の見直しに資する基礎資料とする。</p> <p>（２）専門的な資質を備えた公認心理師を安定的に輩出するための実習制度の検討素材とする。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課／公認心理師推進室公認心理師専門官（3047）

**令和元年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 44	障害児の相談支援に関する実態把握の調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	全国の障害児の相談支援に関する事業（障害児相談支援、基幹相談、委託相談、地域療育等支援事業等）の相談に係る状況（相談内容、相談件数、計画作成の状況、運営状況、母子保健施策等の他機関との連携、子ども期の相談を受ける際に感じていること等）の実態調査、及び支給決定に関わる行政（市町村）に対しても実態把握を行い、全国の状況を明らかにする。
指定課題を設定する背景・目的	障害児相談支援は、セルフプランの率が高く、障害児相談支援の利用また、障害児相談支援事業所の作成する障害児支援利用計画の作成が進んでいない状況がある。その原因として、障害児相談支援を指定はしているものの、実際は相談を受けていない実態が見られたり、子ども期の相談には障害受容の課題があり保護者への対応の難しさ等が言われている。しかし、全国的な詳細な実態は把握出来ていない状況のため、実態把握を行う。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> （1）検討委員の選定、委員会の設置 （2）調査票の設計 （3）行政（市町村）、事業所への調査 （4）調査結果の集計・検証
求める成果物の活用方法（施策への反映）	本事業で得られた結果は、継続して厚生労働科学研究において、障害児の相談の在り方の研究に繋げることを想定していること。また、次期報酬改定の参考資料とする。
担当課室/担当者	障害児・発達障害者支援室／障害児支援専門官（3048）

**令和元年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 45	法人後見の取組推進についての研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	<p>成年後見制度利用促進基本計画において、「障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場面もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていく」との記載があり、これに対応するための法人後見実施のポイントをまとめたガイドラインを作成する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>成年後見制度利用促進基本計画において、「若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場面もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる」と示されている。また社会福祉法人等においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取り組みの一つとして、低所得者の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め、その普及に向けた取り組みが期待されていることから、法人後見の取組推進についての調査研究を行う必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 法人後見を実施している法人へのアンケート及びヒアリング (2) 当該法人サービスを利用し、かつ当該法人が法人後見人となることを選任した事例への調査。 (3) 有識者による検討委員会による検討。 (4) 法人後見実施のポイントについてまとめたガイドライン（案）の作成</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>成果物を法人後見の実施を検討している法人等への周知を行い、法人後見の取組を推進。</p>
担当課室/担当者	<p>障害福祉課地域生活支援推進室／虐待防止専門官（3040）</p>

令和元年度障害者総合福祉推進事業 指定課題個票

指定課題 46	障害福祉サービス事業所による障害福祉報酬請求に関する帳票等の削減に向けた調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	<p>障害福祉制度に関する文書のうち、国・自治体が求める帳票等の具体的な文書削減方策案（例：様式例、記入例等の見直し・統一、変更・更新時の提出文書の簡素化等）について、調査研究を行う。</p> <p>具体的には、主に以下につき、国及び自治体による検討に資する資料及び具体案の提示などを行う。</p> <p>(1) 指定申請関連文書 平成30年度に行った省令改正（児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年省令第92号））における簡素化も踏まえ、更なる削減方策を具体化する。</p> <p>(2) 報酬請求関連文書 事業所が自治体に提出する文書について、削減方策を検討する。</p> <p>(3) 指導監査関連文書 自治体が求める確認項目や確認文書などについて、削減方策を検討する。</p> <p>(4) その他、指定権者・監督権者として自治体が独自に求める文書 自治体及び事業所の負担感を把握し、削減に向けた方策を検討する。</p> <p>※特に、相談事業所における文書の簡素化を優先的に検討する。</p> <p>※平成30年度 老人保健健康増進等事業（「介護サービス事業者による介護報酬請求及び指定申請に関する帳票等の削減に向けた調査研究事業」及び「実地指導における文書削減に関する調査研究」）の結果も適宜取り入れる。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和元年5月29日にとりまとめられた「医療・福祉サービス改革プラン」において、障害福祉サービス事業所に対して国及び自治体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の見直しを進め、文書量の削減に取り組むことが盛り込まれている。</p> <p>また、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）」において、「障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。</p> <p>これを受けて、どのような帳票について、どのような簡素化を図ることができるか、調査する必要がある。</p>

<p>想定される事業 の手法・内容</p>	<p>(1) 関係団体や自治体職員を構成員とした検討会を設置し、帳票中の項目のうち削減可能なものの検討の実施</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業所に対して、帳票作成や指導監査の負担感を把握するためのアンケート調査の実施</p> <p>(3) 自治体に対して、自治体独自に求めている帳票を把握するためのアンケート調査の実施</p>
<p>求める成果物の 活用方法（施策 への反映）</p>	<p>標準様式の策定、文書や指導監査の簡素化を求める通知の発出など</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>障害福祉課／企画法令係課長補佐(3090) 企画課監査指導室／特別自立支援指導官(3067)</p>

**令和元年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 47	障害分野におけるロボット等の導入促進に向けた調査研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	障害者支援施設においてロボット等を導入することにより、職員の介護業務の負担軽減が認められる機器の範囲の検討等を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害分野においては、骨太の方針、成長戦略等の政府方針等の中でロボット等の導入を進める方針が示されているが、その定義は明確化されていない。</p> <p>厚生労働科学研究（H29、30）において、身体障害者を支援する職員向けのロボット技術の有用性を検証しているが、知的障害者と精神障害者を支援する職員向けについても同様にロボット技術の有用性を検証し、国として導入を進めるロボット等の定義を明確にする必要がある。</p> <p>また、現場のニーズやロボット等の導入事例を収集し、広く展開することで、障害福祉サービス等事業所や施設におけるロボット等の導入を促進する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>厚生労働科学研究の成果物等の先行的な取組を踏まえ、ロボット等の活用により負担軽減の可能性がある業務等を把握するための調査や先行事例のある事業者にはヒアリング調査等を行い、障害者支援施設の現場ニーズ等の状況を把握する。</p> <p>実施に当たっては、リハビリテーション専門職等を構成員とするWGを設置し、ロボット等の導入に関する論点整理等を行うとともに、WGの議論を参考にしながら、障害分野におけるロボット等の活用事例を全国的に普及させるため、事例を整理する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>（1）令和2年度以降の予算要求に向けた基本的なデータとして活用する。</p> <p>（2）次期報酬改定の議論における基本的なデータとして活用する。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課／福祉サービス係長(3091)、障害福祉専門官(3089)

**令和元年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 48	第 1 期アルコール健康障害対策推進基本計画における取組状況の調査
補助基準額	1, 000万円を上限とする。
事業概要	第 1 期アルコール健康障害対策推進基本計画（2016 年 5 月～2021 年 3 月）における取組状況を調査し、基本計画の見直しの際に必要な検討資料として活用する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>アルコール健康障害対策基本法において「政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、アルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アルコール健康障害対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。」と定められている。</p> <p>第 1 期アルコール健康障害対策推進基本計画（2016 年 5 月～2021 年 3 月）において「基本計画については、基本的施策の目標及び重点課題の目標の達成状況について調査を行い、基本計画の進捗状況を把握し、アルコール健康障害対策の効果の評価を行う。この評価を踏まえ、基本計画について検討を行った上で、必要があると認めるときには、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画を変更する。」とされている。基本計画の見直しに向けて、対応状況と対策の効果の評価する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 自助グループ、医療機関、酒類関係事業者等に対して、アルコール健康障害対策の取組状況についてのアンケート調査、好事例収集を実施。</p> <p>(2) 地方公共団体に対して、都道府県アルコール健康障害対策推進計画の取組状況についてのアンケート調査、好事例収集を実施。</p> <p>(3) (1) 及び (2) におけるアンケート調査と好事例の集計と整理・分析</p> <p>(4) アンケート項目・手法、普及啓発方法等について、当事者や民間団体、専門家を含む検討委員会の開催</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>(1) アルコール健康障害対策推進基本計画の見直しに向けた活用（アルコール健康障害対策関係者会議における検討資料として活用）</p> <p>(2) 「依存症の理解を深めるための普及啓発事業」等における有効な普及啓発方法の提示</p> <p>(3) 「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」の全国会議において成果を周知し、好事例を広く展開</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課／依存症対策専門官 (3097)

**令和元年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 49	精神医療機関における外国人患者受入の現状と課題把握に関する調査
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	訪日外国人旅行者や在留外国人の増加を背景として、医療機関を受診する外国人患者が増加している。精神科を受診する外国人患者がより丁寧な支援や対応を受けることができるように、精神医療機関の外国人受入れに関する現状分析および課題の整理について、調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	平成 30 年度厚生労働省政策科学推進研究事業「外国人患者の受入環境整備に関する研究」では、医療機関が外国人患者の受入れ体制を整備する際に必要な知識や情報、体制を整備するためのマニュアルが整備された。一方で、本マニュアルでは、医療機関全般の受診場面が想定されており、精神科受診場面を詳細に検討したものではない。精神医療の受診場面においては、受診患者に対して精神保健福祉法の適応等を検討する事例や、相談内容が機微に触れる事例等が想定され、他の診療科とは一概に同列に扱いにくい場面が多いことから、外国人患者の対応についてはより詳細な検討と対応が必要である。しかし、精神医療における外国人患者対応についての実態や課題は現在のところ十分に把握されていない。また、入院手続きに係る行政文書等には多言語に非対応のものが多く、医療現場は疲弊しているとの訴えもある。当該調査においては、質問紙等を用いることによって、精神医療機関を受診する外国人患者の割合や国籍などの現状を明らかにし、精神医療における外国人患者対応に係る課題を整理し、対応策について検討する。
想定される事業の手法・内容	<p>【手法】</p> <p>(1) 質問紙調査</p> <p>(2) 会議体での検討 等</p> <p>【対象】</p> <p>(1) 精神医療における外国人受入を行う医療機関</p> <p>(2) 精神医療における外国人受入を行う自治体 等</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 質問紙の作成（以下、質問紙の内容例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該医療機関を受診する外国人患者の割合およびその国籍等 ○外国人患者が精神医療機関を受診する際に、通訳や翻訳など言語対応での問題点とその対応 ○外国人患者が精神医療機関を受診する際に、各自治体が対応するにあたっての問題点とその対応 <p>(2) 上記質問紙調査結果の集計と整理・分析</p> <p>(3) 分析結果から得られた現状の課題整理及び対策の検討</p>

求める成果物の 活用方法（施策 への反映）	（１）精神保健福祉法に係る行政文書等の翻訳、医療相談および受診場面における通訳 等による支援のあり方等の検討資料 （２）精神医療における外国人患者の受入にかかる、自治体および医療機関の対応策の 例示 等
担当課室/担当者	精神・障害保健課／課長補佐(3107)